

# かながわの交通

2024  
11月号

交通安全年間スローガン受賞作品（文部科学大臣賞）  
こども部門：こどもたちに交通安全を呼びかけるもの

## 見つけてね ピカピカぼくの はんしゃざい



かながわ バイクリカレントスクール（公認大和自動車学校）



### 道路横断には気をつけて！

高齢歩行者の事故が増えています。

油断大敵！ 運転者も歩行者もルールを守って  
交通事故防止に努めましょう！

歩行者  
事故  
多発！

◎県内の交通事故発生概況（令和6年10月末現在） ◎県人口・運転免許人口

区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和6年	16,867	89	19,603
令和5年	17,773	96	20,905
増減数	-906	-7	-1,302
増減率	-5.1%	-7.3%	-6.2%

	総数	男	女
県人口	9,223,695	4,570,734	4,652,961
免許人口	5,679,101	3,211,432	2,467,669
割合	1.6人に1人	1.4人に1人	1.8人に1人



ホームページ

（県人口は令和6年10月1日、免許人口は令和6年9月末現在）

# ～受賞おめでとうございます～

警察本部長・地域交通安全活動推進委員協議会連絡協議会会长連名表彰

交通の安全と円滑を図るために活動している中で、顕著な功労のあった原則として在任期間10年以上の個人と、多年にわたる地道な推進委員協議会活動により顕著な功労があった団体を対象として毎年表彰しています。(敬称略)

## 交通安全功勞者(個人50人)

## 交通安全功労団体(3地区協議会)

山手警察署管内地域交通安全活動推進委員協議会 馬場 正治  
伊勢佐木警察署管内地域交通安全活動推進委員協議会 依田 龍治  
秦野警察署管内地域交通安全活動推進委員協議会 宇佐美一生

# 飲酒運転根絶強化月間

**実施期間** 令和6年12月1日(日)～12月31日(火)の1か月間

**目的** 飲酒運転をさせない社会環境の醸成と飲酒運転根絶気運の更なる定着を県民総ぐるみで図ります。

**スローガン** 飲酒運転は絶対に  
しない・させない・許さない・そして見逃さない

**重 点**

- ・飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- ・飲酒運転を助長する環境の根絶とハンドルキーパー運動の推奨

## ◎ハンドルキーパー運動とは

「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。



写真提供 厚木警察署管内交通安全協会

## 改正道路交通法等の一部施行について（令和6年11月1日施行） 自転車の交通事故防止のための規定整備

自転車運転中の携帯電話使用等違反及び酒気帯び運転等に係る罰則規定

- 自転車運転中の携帯電話使用等違反に係る罰則が強化され、自動車と同等の処罰が適用されます。

	交通の危険を生じさせた場合	保持しての通話・画像の注視など
施行前	5万円以下の罰金（公安委員会遵守事項違反）	

施行後

交通の危険を生じさせた場合	保持しての通話・画像の注視など
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

- 自転車運転中の酒気帯び運転及び飲酒関連違反について罰則規定の創設

	酒気帯び運転	車両提供罪	酒類提供罪	依頼同乗罪
施行前		罰則無し		

施行後

酒気帯び運転	車両提供罪	酒類提供罪	依頼同乗罪
3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金		2年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	

☆ 自転車乗車中、携帯電話は鞄の中へ！お酒を飲んだら自転車に乗らない！お酒を飲む人に自転車を貸さない！自転車を乗る人にお酒を提供しない！お酒を飲んでいる人に「送って」と依頼しない！

**皆さんでルールを守って自転車を安全に乗りましょう!!**

# 知っていますか？ 緑色TSマーク

**自転車に緑色TSマークで  
安全・安心！**

TSマークは  
点検・整備に付した  
自転車向け保険です

点検整備済  
賠償責任・傷害保険付  
(1年間有効)  
自転車安全整備士番号  
点検基準日□年□月□日  
(公財)日本交通管理技術協会

示談交渉  
サービス付き

プロの自転車整備士による点検・整備で安心

緑色TSマーク付帯保険

賠償責任補償(限度額) 最高 1億円

人身事故すべてが対象となりました



公益財団法人 日本交通管理技術協会

TSマーク

検索

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2丁目6番 エアマンズビル市ヶ谷  
TEL. 03-3260-3621 URL <https://tmark.jp/>

手続きは簡単!!

お近くの自転車安全整備店で、自転車の点検整備(有料)を受け、TSマークを貼ってもらうだけ！

年齢に関係なく、どなたでも入れ、TSマークが貼付された自転車であれば、原則どなたが運転しても補償の対象となります！

## 緑色TSマーク付帯保険の補償内容と支払対象

○TSマーク付帯保険は、点検・整備を行い安全な自転車であるという証として貼付されたTSマークに付帯される保険です。自転車搭乗者は特定しません。

賠償責任補償	傷害補償	
死亡又は傷害 (すべての人身事故)	死亡又は 重度後遺障害	入院15日以上
限度額 1億円 ※示談交渉サービス付き	保険額 一律 50万円	保険額 一律 5万円
支払いの対象	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が日本国内で第三者に死亡又は身体の傷害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人の(同乗者も含む)が日本国内での事故により、その日から180日以内に死亡又は重度後遺障害(1~4級)を被った場合
支払いできない主な場合	(共通) <ul style="list-style-type: none"> <li>○盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故</li> <li>○道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故</li> <li>○自転車搭乗者の故意による事故</li> <li>○地震、噴火、津波による事故</li> <li>(傷害補償) ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの</li> <li>(賠償責任補償) ○同居の親族 同乗者に対する賠償事故 ○対物損害</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。</li> <li>○運転者が業務中に発生した賠償事故の場合、示談交渉サービスは提供されません。賠償責任補償の保険金は支払われます。</li> <li>○搭乗中の人とは、自転車の所有者である必要はありません。</li> <li>○搭乗中からは、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれます。</li> <li>○事故は、道路上で起きたものに限られません。</li> <li>○重度後遺障害(傷害補償)とは、自転法に定められている後遺障害1級~14級のうち1~4級をいいです。</li> <li>○暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金をお支払できないことがあります。</li> </ul>	

※「示談交渉サービス」とは、保険金支払いの対象となる賠償事故について、保険会社がTSマークが貼付された自転車に搭乗中の方などの代わりに示談交渉を行ってくれるサービスです。

お近くの自転車安全整備店の検索はこちら



自転車安全整備店

検索

<https://www.tmt.or.jp/safety/index1.html>

☆TSマーク付帯補償の有効期間は1年です。毎年1回は点検整備を受けて、TSマークを更新しましょう。

## 地域交通安全活動推進委員研修会の開催



海老名警察署管内地域交通安全活動推進委員協議会



神奈川警察署管内地域交通安全活動推進委員協議会

神奈川県公安委員会から委嘱を受けている地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）は、道路交通法等を根柢に、「地域における交通の安全と円滑に資するための活動」として、交通安全教育、高齢者等の通行の安全を確保するための運動の推進、駐車・道路使用の適正化運動の推進、自転車通行の適正化運動の推進、安全、円滑のための広報・啓発、協力要請、住民への助言・援助、地域活動への協力・援助、交通状況調査等を県内各地で行っています。

そのため、推進委員には各種活動に必要な知識等を習得する機会が与えられており、公益財団法人神奈川県交通安全協会は、県公安委員会から県交通安全活動推進センターとして指定を受け、推進委員に対する研修を各協議会と連絡調整を図りながら実施しています。

## 交通指導員研修会の開催



海老名警察署管内交通安全協会



都筑交通安全協会

交通指導員研修は、交通指導員事業運営要綱に基づいて実施することとされており、各地区で開催されています。

各地区交通安全協会では、県協会会长から委嘱の交通指導員と地区協会会长・役員等が集合し、警察署交通課長等から

- 管内の交通事故の発生状況
- 交通指導員の勤務及び留意事項

等について講話を受講し、県交通安全協会配付の資料「道路交通法一部改正の要点」「運転免許を大切に」の冊子等を活用し交通事故防止に対する指導要領等の研修を行いました。

# 交通事故の悲劇に学ぶ ⑫

## ●「運転者としての義務」 I.H バイク整備士(10代)

当時、私は就職して1か月、普通二輪の免許を取得して数か月でした。

その日は翌日が休みで、久々に友人達と遊べることから浮かれていました。

仕事からの帰り、さっそく友人に連絡し遊びに誘いました。1人は中型バイクを持っていますが、もう1人は原付しかありません。

そこで私が友人を中型バイクの後ろに乗せ、午後10時ころ近くのコンビニに集合しました。

そして、バイク2台で海沿いにある目的地まで向かう途中で事故を起こしたのです。

私は最後に立ち寄ったガソリンスタンドを出てからの記憶がほとんどありません。

事故を起こした後で聞いた話では、私は後ろに友人を乗せ、制限速度を明らかにオーバーする速度で海沿いの直線道路を走っていました。

そして、赤信号に変わった交差点に無謀にも進入したため、右折して来たバイクと衝突事故を起こしたというのです。

私の後ろに乗っていた友人は、事故の衝撃で路上に投げ出され亡くなりました。

幸いにも被害者は、バイクは大破したもののケガは軽傷で済みました。

私が事故当時のこと覚えているのは、救急車で運ばれことと、病院に運ばれてから横にされたことだけです。

事故直後、友人や被害者の方がどうなったかは全く分かりませんでした。

私もこの事故で、右足の複雑骨折、開放骨折、右肘の骨折という大ケガを負いました。そのため2回の手術を受け、一般病棟に移ってから初めてバイクに同乗していた友人が亡くなったことを知らされました。

ご遺族の方が一番辛いとは思いますが、私も驚きと悲しみで頭が真っ白になり、涙が止まりませんでした。

そして、父の涙を初めて見ました。

私はご遺族だけでなく、自分の家族や友人までも辛く、悲しい思いをさせたことが許せず、情けない気持ちで一杯になりました。

4か月の入院生活で杖を使って歩けるまで回復したことから退院となり、すぐに謝罪に伺いました。

亡くなった友人のご遺族は、加害者である私に「ケガは大丈夫か」と声を掛け、心配してくださいました。

最愛の娘を亡くしたにもかかわらず、優しい言葉を掛けてくれたのです。

その後、今回の事故原因について話したところ、「誠意ある行動を示して欲しい」と言われました。

私は長期間にわたり警察の事情聴取を受け、およそ1年半後に裁判が始まりました。

そして、過失運転致死傷罪及び道路交通法違反により禁固1年6ヶ月から3年の不定期刑の言い渡しを受けました。

判決のおよそ3か月後に、市原刑務所に入所し、現在も受刑生活を送っています。

入所する2週間前、ご遺族のもとに3度目の謝罪に伺った際、ご遺族から「刑務所で学んだことや、私が事件について何を思い、どう考えたのか」出所後に教えて欲しいと言われました。

受刑中は謝罪に伺うことは出来ません。

そこで、刑務所でも出来ることを考えた末、謝罪のお手紙を送ることにしました。

また、月命日に私が行けないため、両親が代わりに事故現場にお花を手向けています。

私は今回の事件で多くの方に悲しみを与え、ご迷惑を掛けました。

受刑生活では様々な改善更生プログラムを受講し、日々の作業や集団生活を送る中で、ルールを守る事の大切さや、社会生活の中で法律を守る事の大切さを学ぶことができました。

本来、社会生活の中で当然守るべきことも、自分の身勝手な考えを優先させ守れませんでした。

これまで社会人として、ドライバーとして、こんな当たり前のことも守れず、意識もしていました。

また、ニュースで交通事故の報道を見ても他人事で、何故こんな事故を起こすのだろうと思っていました。

車はとても便利な乗り物ですが、扱いによっては凶器になります。

「私は大丈夫」と思っている人も、いつ加害者になるかもしれません。私のように事故を起こしてから後悔しても手遅れで、元に戻すことはできません。

今の私にできることは、一生を掛けて誠意ある償いを続けること、そして刑務所で学んだことを活かし、人として恥じない生活を送ることです。

最後になりますが、交通事故は決して他人事ではありません。

皆さんは、決して私のような加害者とならないよう交通ルールを守り、思いやりを持った安全運転をお願いします。

～(一財)東京都交通安全協会編集発行

「贖いの日々(第59集)」から～

## この人 223



葉山町交通安全協会  
会長

かとう きよし  
加藤 清さん



加藤会長、前会長からの推薦で役員満場一致の賛同を得て人格共々申し分のない会長として平成25年5月22日より就任しております。

会長は、一級建築士の資格を持ち加藤一級建築士事務所の仕事の傍ら、警察・町役場・外郭団体等の役員も兼ねています。

葉山町交通安全協会会長としては、事故の無い安全な葉山を目指して活躍しています。

職業柄、厳格な性格の様に思われるがちですが、あにはからんや、対面した方々とは、袖すり合うも何かのご縁のごとく一期一会を大事にする昭和レトロの様な性格の心優しい会長です。

こと交通安全全般に関しては、高齢者事故を危惧して「町内の高齢者に対する自転車教室をやろう。」進入学や夏休み時期には「子供達の自転車教室をやろう。」と、葉山の町からとにかく交通事故をなくそうという気概が表れ「有言実行」で何事にも積極的です。

その甲斐があり10月7日の時点で、葉山警察署

管内の死亡事故0の日が1,008日となっており、もっと記録を伸ばそうと日々思っています。

マイナンバーカードと運転免許証の一体化を推奨する国の政策・現金に代わりデジタル・電子マネー決済が主流となりつつある昨今、来年3月から証紙を廃止してキャッシュレス決済化が県下で始まります。

先日の新聞に掲載された津久井交通安全協会の記事を見ましたが、手数料のキャッシュレス化により更新時の免許会員収入が激減し運営資金枯渇に陥ることになると会長さんがおっしゃっていました。

また、当協会も同様で、運営については苦境に立たされております。

すでに、三浦市交通安全協会がボランティア活動は継続しておりますが、事務所を撤去して敷地を警察に返還しております。

時代の流れに添うならば……涙がにじむ思いであります。

(取材協力:葉山町交通安全協会)

### ここにちは「(一財)横須賀南交通安全協会」です

横須賀南交通安全協会は昭和26年に設立され、交通安全、交通事故防止に向けた活動が今年で74年を迎えます。

令和2年11月に警察署が久里浜に移転すると同時に交通安全協会も移転し、警察署1階フロアー約16m<sup>2</sup>を賃借して事業を継続し、その後、令和5年4月、警察署の名称変更により浦賀交通安全協会から横須賀南交通安全協会に名称が変更されました。

昨年、当協会の管内では「高齢者と二輪車」の交通事故が全事故の56%を超えており、高齢者と二輪車の事故防止を重点とした運動を展開しております。

各季の交通安全運動では、警察署、横須賀市をはじめ関係団体の方々のご協力、ご支援をいただきながら各種のキャンペーンを行い交通安全をアピールしており、



具体的な活動では、幼児、園児に対する歩行安全教室、小学生を対象とした自転車教室のほか、街頭での自転車・二輪車街頭指導点検、高齢者を対象とした居宅訪問、反射材の普及促進活動や交通安全教室を開催とともに、ドライバーを対象としたシートベルト着装キャンペーンやハンドルキーパー運動など幅広く活動をして参りました。

その結果、交通事故は減少し、特に交通死亡事故の発生がなかったことは大きな成果だと考えております。

近年、社会情勢や安全協会を取り巻く情勢が変化し、交通安全協会としての安全活動は大変な時期に来ておりますが、今後も警察署、関係団体等と協力し、できる限りの活動を継続していきたいと考えています。

(荻野 記)



こんばんは 早めのライトで ごあいさつ

## 地区交通安全協会の活動紹介



**厚木警察署管内** 市内15ヶ所における夜間交通監視所の設置



## 海老名市 国分コミュニティセンター周辺における バイクの日キャンペーン



## 戸 部 横浜駅西口における 夏の事故防止運動キャンペーン



## 青葉区役所区民ホールにおける 夏の事故防止運動キャンペーン



**相模原北** JR 橋本駅周辺における  
秋の全国交通安全運動キャンペーン



## 足柄 開成町役場前における 秋の全国交通安全運動出陣式



**多摩** 小田急生田駅前における  
秋の全国交通安全運動キャンペーン



**中原** 東急武蔵小杉駅前における  
秋の全国交通安全運動キャンペーン

交 通 安 全 活 動

## 賛助会員の紹介

このコーナーでは(公財)神奈川県交通安全協会の交通安全活動に賛同し、賛助会員としてご協力をいただいている企業等を順次ご紹介しています(敬称略)。

- 神奈川トヨタ自動車(株) 横浜市神奈川区
  - 新栄運輸(株) 横浜市鶴見区
  - 松浦企業(株) 横浜市鶴見区

## インフラストラクション

- 飲酒運転根絶強化月間 ————— 12月中 各地区
  - セーフティライダーズスクール ————— 12月14日(土) 運転免許センター
  - 年末の交通事故防止運動 ————— 12月11日(水)~20日(金) 各地区